ID:　158

担当部署:　企画部 国際文化推進室 市民センター

処分の概要	施設使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市民会館条例　第7条
例規番号	昭和38年条例第29号

【根拠条文】

（施設使用料）

第7条　使用者は、別表第1に定める施設使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が使用する場合は、後納させることができる。

別表第1（第7条関係）

市民会館施設使用料金表

室名		収容人員又は広さ	施設使用料金		
			朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分
大ホール	平日	人 662	円 36,660	円 46,440	円 55,000
	土日休	(700)	41,550	51,330	58,660
小ホール	平日	150	9,160	10,380	11,610
	土日休		9,770	11,610	13,440
大楽屋		30	2,340	2,850	3,050
中楽屋		20	1,830	2,030	2,240
下手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
小楽屋		10	1,010	1,120	1,220
上手楽屋		15	1,120	1,320	1,420
101室		25	1,420	1,830	2,030
102室		20	1,220	1,320	1,520
201室		25	1,420	1,830	2,030
202室		25	1,420	1,830	2,030
203室		40 (60)	3,660	4,270	4,680
204室		20	1,320	1,420	1,730
205室		20	1,320	1,420	1,730
206室		15	1,010	1,120	1,220
207室		10	710	810	1,010
208室		8	810	910	1,010
301室		60 (160)	5,600	6,620	7,330
302室		20	1,320	1,420	1,730
303A室		20	1,320	1,420	1,730
303B室		15	1,320	1,420	1,730

304室	15	1,010	1,120	1,220
401室	100 (200)	7,120	8,350	9,570
403室	25	1,420	1,830	2,030
多目的ホール	196㎡	6,310	7,330	7,330

備考

1　大ホールを準備(仕込み)のために使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の7割の額を免除する。

2　大ホールを練習(リハーサル)のために使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の3割の額を免除する。

3　条例第9条に該当し、既に使用料の免除を受けたものは前2項の規定を適用しない。

4　市外居住者が使用するときは、大ホール、小ホール、楽屋については施設使用料の5割の額を、その他については10割の額をそれぞれ加算する。

5　使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは次のとおり加算する。

ア　入場料等が1,000円以下のとき　施設使用料の3割の額

イ　入場料等が1,001円以上のとき　施設使用料の5割の額

6　営利につながる展示(即売は禁止)のため使用するときは当該使用区分に係る施設使用料の5割の額を加算する。

7　引き続き3日を超えて使用するとき、又は曜日、日時等を3日を超えて指定して使用するときは、当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。

8　使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、30分までごとに当該使用区分に係る施設使用料の2割の額を加算する。

9　第3項を除く前各項までの使用料算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

10　施設使用料金表の1及び2の土日休とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日をいう。

11　(　)書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日